

浜田市霊園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 26 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 37 号

浜田市霊園条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市霊園条例施行規則（平成 22 年浜田市規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号、第 9 条第 1 項第 2 号及び第 10 条第 1 号中「写し」の次に「又は官公署が発行した身分証明書（住所、氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）の写し」を加える。

様式第 1 号中

「
氏名
電話番号
」
⑩
を
氏名
※ 署名又は記名押印
電話番号
に、
」

「
(1) 住民票の写し(申請者が浜田市外に住所を有する場合のみ添付してください。)を
」

「
(1) 申請者が市外に住所を有する場合にあつては、申請者の住民票の写し又は官公署が発行した身分証明書（住所、氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）の写し
」

改める。

様式第 3 号中

「
氏名
」
⑩
を
氏名
※ 署名又は記名押印
に
」

改める。

様式第 5 号及び様式第 6 号中「⑩」を削る。

様式第 7 号中

「 氏名 ⑩ を 「 氏名 ※ 署名又は記名押印 に
」 」

改める。

様式第 8 号中

「 氏名 ⑩ 氏名
電話番号 を ※ 署名又は記名押印 に、
」 電話番号
」

「
(2) 申請者の住民票の写し(浜田市外に住所を有する場合のみ添付 を
してください。) 」

「
(2) 申請者が市外に住所を有する場合にあつては、申請者の住民票
の写し又は官公署が発行した身分証明書(住所、氏名及び生年月 に
日が確認できるものに限る。)の写し
」

改める。

様式第 9 号中「⑩」を削り、

「
(1) 住民票の写し(浜田市外に住所を有する場合のみ添付してくだ を
さい。) 」

「
(1) 使用者が市外に住所を有する場合にあつては、使用者の住民票
の写し又は官公署が発行した身分証明書(住所、氏名及び生年月 に
日が確認できるものに限る。)の写し
」

改める。

様式第 10 号中「⑩」を削る。

様式第 11 号中

「 氏名 ⑩ を 「 氏名 ※ 署名又は記名押印 に
」 」

改める。

様式第 12 号中「⑩」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。